

所掌事項

宮古市児童館条例第8条の規定により、児童館の適切な管理運営について審議すること。

設置根拠

宮古市児童館条例

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人以内（未選任）

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

保健福祉部こども家庭センター

TEL : 0193-62-2111 内線 1317

FAX : 0193-62-7422

E-mail : kodomo@city.miyako.iwate.jp

備考